サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介	成功報酬
するサービス	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
【職業紹介サービス】	当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内
	定書や労働条件通知書等に記載されている額)の
	35 % または 840,000円 (いずれか高い方)
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間
	が1年を超える場合は最大1年間分) に支払われ
	る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額) の 35 % または 840,000円 (いずれか高
	い方)
	手数料負担者は「求人者」とします。

- ※1 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
- ※2 上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。
- ※3 返戻金制度については、次のとおりです。
  - 1. 当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から起算して3ヶ月以内(契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めが優先されます)に自己都合を理由に退職した場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の50%を返金いたします。入社日から起算して6ヶ月以内(契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めが優先されます)に自己都合を理由に退職した場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の25%を返金いたします。
  - 2. 学校卒業見込者等を対象とする職業紹介については、求職者に帰責性ある入社辞退の場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の全額を返金いたします。

許可番号

04-ユ-300325

事業所の名称及び所在地

一般社団法人 VENTURE FOR JAPAN 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目6番1号 シティハウス一番町中央2F

# 業務の運営に関する規程

事業所名 一般社団法人 VENTURE FOR JAPAN

## 第1 求 人

1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の 交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施 について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール 等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法 により明示してください。

#### 第2 求 職

1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所 できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

## 第3紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御 希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して 求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている 間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

## 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る 求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、 適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示 又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保 つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場 合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するととも に、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時 点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種、求人は東京23区以外の国内全て、求職は国内で す。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和4年11月30日

代表者 一般社団法人 VENTURE FOR JAPAN 代表理事 小松 洋介